

林野庁の言う「除伐２類」とは

一般に言う除伐とは、その林分における植栽樹種以外の木を伐ることですが、国有林には「除伐２類」という施業があります。育てる目的の樹種であっても、病虫害被害や曲がりなど成長不良であれば伐ります。反対に目的外の木であっても有用樹種で形状の良い木は価値ありとして残されます。



スギに覆いかぶさるナラ２本



除伐されたナラと残されたナラ



伐採されたナラ、ホダ木原木にちょうど良い太さ